

兵庫県公報

平成19年10月1日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則

○職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 1

公布された法令のあらまし

●職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第8号）
海技職（行政職）として船長の職を設置することに伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年10月1日

兵庫県人事委員会
委員長 下野 昌宏

兵庫県人事委員会規則第8号

職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

（職員の管理職手当に関する規則の一部改正）

第1条 職員の管理職手当に関する規則（昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

(1) 副課長	5種
(2) 副室長	
(3) 主幹	

を

(1) 副課長	5種
(2) 副室長	
(3) 主幹	
水産課はやたか船長	7種

に、

農業改良普及センターの主幹（神戸、宝塚、加古川、加西、姫路、上郡、龍野、豊岡、新温泉、和田山、柏原、南淡路及び北淡路の農業改良普及センターの主幹を除く。）	7種
---	----

を

(1) 農業改良普及センターの主幹（神戸、宝塚、加古川、加西、姫路、上郡、龍野、豊岡、新温泉、和田山、柏原、南淡路及び北淡路の農業改良普及センターの主幹を除く。）	7種
(2) 県立農林水産技術総合センター水産技術センターの新ひょうご船長及びたじま船長	

に改める。

（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第2条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の款本庁の項に次の1号を加える。

9 水産課の船長

別表知事部局の款県立農林水産技術総合センターの項中「主幹及び」を「主幹、船長及び」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。